

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第4号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第44条関係）			別表（第44条関係）		
1 交番の名称及び位置			1 交番の名称及び位置		
警察署名	名称	位置	警察署名	名称	位置
盛岡東警察署	[略]		盛岡東警察署	[略]	
	松園交番	[略]		松園交番	[略]
[略]			[略]		
紫波警察署	見前幹部交番	<u>盛岡市津志田</u>	紫波警察署	見前幹部交番	<u>盛岡市津志田</u>
	矢巾交番	[略]		矢巾交番	[略]
[略]			[略]		
2 駐在所の名称及び位置			2 駐在所の名称及び位置		
警察署名	名称	位置	警察署名	名称	位置
盛岡東警察署	[略]		盛岡東警察署	[略]	
	好摩駐在所	<u>盛岡市玉山区好摩</u>		好摩駐在所	<u>盛岡市好摩</u>
	玉山駐在所	<u>盛岡市玉山区日戸</u>		玉山駐在所	<u>盛岡市日戸</u>
	渋民駐在所	<u>盛岡市玉山区渋民</u>		渋民駐在所	<u>盛岡市渋民</u>
[略]			[略]		
紫波警察署	[略]		紫波警察署	[略]	
	紫波西部駐在所	[略]		紫波西部駐在所	[略]
	乙部駐在所	<u>盛岡市乙部</u>		乙部駐在所	<u>盛岡市乙部</u>
	飯岡駐在所	<u>盛岡市下飯岡</u>		飯岡駐在所	<u>盛岡市下飯岡</u>
	流通センター駐在所	<u>紫波郡矢巾町流通センター南一丁目</u>		流通センター駐在所	<u>紫波郡矢巾町流通センター南一丁目</u>
[略]			[略]		
3 [略]			3 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。